

内部統制システムの整備の推進のための体制

—国立大学法人香川大学内部統制規則—

内部統制

「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、学長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」
(国立大学法人香川大学内部統制規則第3条第1号)

学長

内部統制担当役員

常勤の理事(国立大学法人香川大学内部統制規則第7条)

役員会

報告(毎年度1回以上)

内部統制システムの整備及び運用の推進を統括する(国立大学法人香川大学内部統制規則第4条)

報告(毎年度1回以上)

モニタリング

報告(適宜)

部局長等会議

事務系幹部職員
連絡会

報告(適宜)

特定分野を指定

推進責任者
理事・副学長
定期点検
フォローアップ

該当課

法人本部

推進責任者
理事・副学長等
定期点検
フォローアップ

課長等

学部等

推進責任者
学部長等
定期点検
フォローアップ

事務課長等

国立大学法人香川大学内部統制規則に規定

適宜
見直し